

公立大学法人横浜市立大学基金運営委員会要綱

制 定 令和 3 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学基金規程第7条の規定に基づき、横浜市立大学基金運営委員会（以下、「委員会」という。）の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画の基本方針その他の基金の管理及び運営に係る基本方針に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) その他基金の管理及び運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、公立大学法人横浜市立大学経営方針会議規程第3条に定める者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

(定足数及び議決)

第5条 委員会は委員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、事前の審議を行うため、部会を設けることができる。

2 委員会は、所掌事務の一部を部会に委任することができる。

3 部会の構成及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(委員長の専決)

第8条 第2条の規定に関わらず、委員長は、急を要すると判断した場合には、第2条の事項を委員長専決により行うことができる。

2 委員長の専決を行った場合は、速やかに委員会に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条第3項）

名称	構成員	所掌事務
大学部会	◎事務局長 ・総務部長 ・学務・教務部長 ・研究推進部長 ・企画財務課長 ・その他部会長が必要と認めた者	1 寄附金を財源とする事業計画の事前審議 (執行所管が大学部門であり、1件につき執行予定概算額が500万円以上の場合) 2 寄附金を財源とする事業計画の審議・決定 (執行所管が大学部門であり、1件につき執行予定概算額が500万円未満の場合)
附属病院部会	◎病院長 ・副病院長 ・医学・病院統括部長 ・看護部長 ・総務課長 ・その他部会長が必要と認めた者	1 寄附金を財源とする事業計画の事前審議 (執行所管が附属病院であり、1件につき執行予定概算額が500万円以上の場合) 2 寄附金を財源とする事業計画の審議・決定 (執行所管が附属病院であり、1件につき執行予定概算額が500万円未満の場合)
センター病院部会	◎病院長 ・副病院長 ・管理部長 ・看護部長 ・総務課長 ・その他部会長が必要と認めた者	1 寄附金を財源とする事業計画の事前審議 (執行所管が附属市民総合医療センターであり、1件につき執行予定概算額が500万円以上の場合) 2 寄附金を財源とする事業計画の審議・決定 (執行所管が附属市民総合医療センターであり、1件につき執行予定概算額が500万円未満の場合)

◎…部会長